

## マージン率等に係る情報提供

平成24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）及び、教育訓練に関する事項を公開することが義務付けられました。（法第23 条第5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) / \text{派遣料金の平均額}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

1. 対象期間 令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日

2. マージン率等

No.	項目	数値等	備考
1	派遣労働者の数	98 名	派遣労働者の数（1 日平均）
2	派遣先の件数	48 件	派遣先の実数
3	労働者派遣の料金	¥13,600	労働者派遣に関する料金額の平均（1 日 8 時間あたりの額）
4	派遣労働者の賃金	¥10,900	派遣労働者の賃金の平均（1 日 8 時間あたりの額）
5	マージン率	13.67%	下記【マージン率に含まれるもの】を参照

### 【マージン率に含まれるもの】

- 雇用主負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- 労働者が有給休暇または慶弔休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- 労働者の健康診断費用
- 社員の健康維持、モチベーションアップのための福利厚生費
- 営業、管理、採用活動等の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- 事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費等をはじめとする諸費用
- 営業利益などが含まれております。

3. 教育訓練に関する事項

種類	対象者	訓練方法（期間）	実施主体	費用
新規採用者訓練 （ビジネスマナー・OA スキル）	新規就労者	OFF-JT （2 時間）	派遣元	無償
能力向上訓練	希望就労者 （就労 1 年経過後）	OJT （1 日間）	派遣元	無償